

令和5年11月発行

第201号  
発行所

水戸市農業委員会事務局  
水戸市中央1丁目4番1号  
☎ 224-1111(内線 6412)

年4回発行

# 水戸市農業委員会だより



## 「アグリメイトいきいき農業体験事業」 〜わがまちの収穫体験 大場小学校〜

10月12日(木)、水戸市立大場小学校(阿部裕美校長)の全校児童が、さつまいもの収穫体験を行いました。

水戸市農業委員会では、「水戸市アグリメイトいきいき農業体験事業」を実施しています。この事業は、子ども達が農業体験を通じて生きる力を育むことや農業への理解を深めることを目的としています。今年度は大場小を含む市内の小中学校16校が取り組んでいます。

体験当日は天気恵まれ、澄んだ秋空の下、児童たちは認定農業者の山本貞浩さんの畑を訪れました。今年の6月に山本さんの協力のもと、さつまいもの苗植え体験も行っています。児童たちが植えたのは、「紅あずま」という品種で大学芋や天ぷらなど、加熱することで甘みが増すホクホクとしたさつまいもだそうです。

いざ収穫作業が始まると、児童たちは真剣な面持ちでどんどんさつまいもを掘っていきます。大きなさつまいもを発見したものの、一人だけで掘るのは難し

いと気づいた子は友達に声をかけ、数人で協力して作業し、見事大きなさつまいもを収穫していました。

その後も、「難しいね」「大変だ」「でも楽しいね」など様々な声が聞こえ、児童たちが自分で収穫したさつまいもを、笑顔で大事そうに抱える姿が印象的でした。

頑張って作業した結果、軽トラックいっぱいのはさつまいもが収穫できました。このさつまいもは、児童たちがそれぞれの家庭に持ち帰り、秋の味覚を楽しんでもらうとのことです。

### 目次

- アグリメイトいきいき農業体験事業……………(1頁)
- 農地転用には手続が必要です……………(2頁)
- 農地改良には事前協議が必要です……………(2頁)
- 農地情報……………(2頁)
- 農業に使用する軽油引取税の免税制度について……………(3頁)
- 個人で市民農園を開設できます……………(3頁)
- 農地利用意向調査の実施について……………(4頁)
- 農業委員会活動報告……………(4頁)
- 任期満了委員表彰状授与式が開かれました……………(4頁)
- 委員のひとこと……………(4頁)

## 農地転用には手続きが必要です

農地転用とは、農地を住宅・店舗・駐車場など農地以外の用途に変更することです。

農地は、食料の安定供給を図るための重要な生産基盤であり、かけがえのない資源です。

農地法では、将来にわたり大切な農地を保全するために、農地転用を規制しており、悪質な違反転用者に対しては、罰則規定（3年以下の懲役又は300万円（法人は1億円）以下の罰金）が設けられています。

農地転用する場合には、下記のように手続きが必要です。必ず事前に農業委員会へご相談ください。

都市計画区域区分	手続	受付期間	処理にかかる期間	備考
市街化調整区域	許可	毎月21日から25日 (土・日曜日、祝日を除く)	約4週間	農地の立地・転用目的等によっては許可とならない場合があります。
市街化区域	届出	随時	約1週間	

※ 農地転用申請に係る事前相談は、随時受付けていますので、ご不明な点はお問い合わせください。

《お問い合わせ先》農業委員会事務局農地係（☎224-1111 内線6432）

## 農地改良には事前協議が必要です

農地改良とは、耕作に適した農地にするために、農地を埋立てることを指します。

「湿田の解消に」、「田んぼを畑に」といった目的で自ら盛土を行う場合、事前に農業委員会と協議を行う必要があります。また、茨城県残土条例の改正に伴い、農地改良による埋立てを行う場合、県への届出が必要となりましたのでご注意ください。

### 農地改良の際の注意点

- ▽盛土に使用する土質については、耕作に適した良質土のみとなります。
- ▽隣接地の用途に支障をきたさないよう、埋立てには高さ制限があります。
- ▽埋立面積は3,000㎡未満です。
- ▽期間は180日以内です。
- ▽農地の埋立等に使用する建設発生土等の発生元を明確にすることが必要です。
- ▽事業実施の1か月前までに所定の用紙に必要書類を添えた協議が必要です。
- ▽工事施工後は、農地として耕作の用に供する計画であることが必要です。

※ 書類の受付や相談は随時受付けておりますので、ご不明な点はお問い合わせください。

《お問い合わせ先》農業委員会事務局調査広報係（☎224-1111 内線6412）

## 農地情報

大字	字	台帳地目	面積 (a)	希望
飯富町	稲荷戸	畑	36	売
飯富町	中割	畑	46	売
飯富町	下河原	畑	81	売

※ 価格・賃料は応相談

《お問い合わせ先》農業委員会事務局農政係（☎224-1111 内線6422）

### 農業に使用する軽油引取税の免税制度について

農業用の機械等を使用する方は、申請により軽油引取税の免税を受けることができます。

#### 【免税の対象となる方】

農業を営む者等

#### 【免税の対象となる機械】

動力耕うん機、トラクター、ブルドーザー、施肥用機械、播種機、脱穀機、籾すり機、麦刈り機、わら加工機械、繊維加工用機械、畜産用機械 等々 ※道路運送車両法第4条の規定により登録を受け、ナンバープレートを付けている機械は、免税の対象となりません。

#### 【免税軽油の申請手続き】

(1) 県税事務所へ申請書を提出し、「免税軽油使用者証」・「免税証」の交付を受ける。  
(2) 販売店で免税証と引換えに、免税証に記載された数量と同じ量の軽油を免税価格で購入する。

(3) 県税事務所へ購入した数量及び作業実績等を報告する。

#### 【申請に併せて必要な書類】

◎ 「免税軽油使用者証」

(1) 耕作証明書

(2) 機械の写真、カタログ又は取扱説明書、販売証明書等

- (3) 誓約書
- (4) 農業の受委託に関する契約書等（受託者の場合）
- (5) 手数料400円 等

#### ◎ 「免税証」

- (1) 作付面積内訳書
- (2) 新規申請以外の場合

・ 免税軽油使用実績書（農業用）

・ 免税軽油の引取り等に係る報告書 等

#### 【ご注意いただくこと】

(1) 免税機械の入替、追加、廃止等、使用者証の記載事項に変更があった場合

・ 県税事務所へ使用者証の書替えの手続きをする。

(2) 使用者証及び免税証の紛失  
・ 速やかに県税事務所へ届出る。

(3) 使用者証及び免税証の失効  
・ 速やかに県税事務所へ返納する。

手続きに不備がある場合は罰則がありますので、ご不明の点は、お早めに県税事務所までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》  
水戸県税事務所課税第一課  
☎221・4800

農業委員会事務局調査広報係  
☎224・1111

内線6411

## 個人で市民農園を開設できます

### 市民農園とは

農業者以外の方が、小規模な農地を利用して、自家用野菜や花などを育てるための農園を「市民農園」といいます。



最近、自然志向やコロナ禍を背景に、農業体験に対する関心が高まっています。そのうち、「特定農地貸付法」による開設方法は左記のとおりです。

市民農園は、野菜などの栽培を通して、健康増進や癒しになるだけでなく、子供たちが作業に参加することで食育にもつながる貴重な場となっております。補助しています。

市民農園を増えています。市民農園を開設する方法としては複数の方法がありますが、《お問い合わせ先》

水戸市農産振興課  
☎259・2212

### 特定農地貸付法による市民農園開設の流れ (農地を所有している個人が開設する場合)

市へ開設意向の申出

#### 【市民農園の要件】

- ①利用者1人あたりの面積は10アール未満の貸付で、複数の者を対象に一定のルールにより行うこと。
- ②営利を目的としない農産物の栽培であること。
- ③貸付期間が5年を超えないこと。

貸付協定の作成

市と解説者との間で「貸付協定」を結びます。

貸付規程の作成

開設者は市民農園の運営等に関して必要な事項を定めた「貸付規程」を作成します。

農業委員会へ承認申請書提出

農業委員会へ「承認申請」を行います。

農業委員会の承認

内容審査によって承認されれば、開園準備が完了します。

開園

### 農地利用意向調査の実施について

農業委員会では、毎年、農地法の規定に基づき、農地の利用状況調査（農地パトロール）を実施し、耕作放棄地や遊休農地の発生防止に取り組んでおります。また、その調査結果をもとに、遊休農地の所有者等に対し、将来的な農地利用の意向を確認するための「利用意向調査」を実施しております。

利用意向調査書が届いた方は、今後の利用意向（「農地中間管理機構に農地を貸し付けたい」、「耕作を再開したい」、「自ら農地の受け手を探して農地を売りたい」など）を明記の上、必要事項を記入し、提出期限までに回答をお願いいたします。

大切な農地を守るための調査となりますので、ご協力をお願いいたします。

※ この調査と入れ違いで、耕作を再開された場合は、ご容赦ください。

《お問い合わせ先》  
農業委員会事務局農政係

☎224・1111

内線6422

### 農業委員会活動報告

9月～10月

9月

5日(火)

第2回運営委員会

13日(水)

第3回総会

農地利用最適化推進協議会

15日(金)・20日(水)・25日(月)

西部・中部・東部地区連絡会

21日(木)

農業者年金加入推進特別研修会

10月

5日(木)

第3回運営委員会

11日(水)

女性の新任委員初任者研修会

13日(金)

第4回総会

農地利用最適化推進協議会

16日(月)・20日(金)・25日(水)

西部・中部・東部地区連絡会

27日(金)

市長への要望書提出



### 任期満了委員表彰状授与式が開かれました

任期を満了した農業委員の自治功労表彰と自治表彰の授与式が8月30日に開かれました。

各委員は高橋市長から表彰状を授与され、その後は農業について意見が交わされました。

#### 自治功労表彰を受けた委員

江橋 健 男 様

#### 自治表彰を受けた委員

伊藤 明 美 様  
立原 清 子 様



### 委員のひらひら



黄金色に輝いていた水田も残り僅かとなり、下大野地区の稲刈りも間もなく終わろうとしています。

9月が過ぎてもなお猛暑の続く中で稲刈りされた方、本当にお疲れさまでした。

私が農業を始めたころ、35度を超える日は数日でしたが、今は猛暑日が数日続くのが、普通の日々となりました。異常気象というより気候変動の時代に入ったのかも知れません。人も作物もこの暑さに、対処する農業を考えていかなければならないと思います。

また昨今では、農業人口の減少や、高齢化による荒廃農地の増加や、生産量の低下が問題だと言われています。

日本の農地の四割は中山間地域にあり、放棄された田畑が目立つようになりました。

農業を営む人の平均年齢は、68歳を超え危機的な状況です。少しでも若い人たちが農業に興味を持つような社会を私たちが作っていかないとならないと思います。

(農業委員 雨貝 裕)

農業が抱える一番の課題は高齢化ではないでしょうか。農業従事者は60歳以上が八割で超高齢化産業となっています。

農業をどうすれば維持できるのか。現状、農家では自分の子供や孫への継承が難しいという方も増えています。そんな時に、効率よく人に任せられる環境を整備していくことが大事だと思います。

「第三者継承」や「半農半X」といった副業としての農業に興味を持つている人」など、多様な人たちが集まる農業の場を設け、新しいスタイルを取り入れながら、農業を維持できる方法を見つけなければなりません。

また、昨今の異常気象による災害に対し、「共済」など被害を想定し対策できる制度に関して情報共有したり、農家の方以外にも「食育」などを通して農業の大切さや魅力を伝えたりしたいと考えています。

皆さんと一緒に希望の持てる近未来の農業を創造できるよう、委員として活動してまいりますので、どうぞよろしくお願いたします。

(農業委員 小松崎 陽子)